

国自安第 64号

国自旅第 132号

国自整第 58号

平成21年9月29日

一部改正平成22年12月15日

各地方運輸局自動車交通部長 殿

関東・近畿運輸局自動車監査指導部長 殿

各地方運輸局自動車技術安全部長 殿

沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局安全政策課長

自動車交通局旅客課長

自動車交通局技術安全部整備課長

一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の
解釈及び運用について

「一般乗合旅客自動車運送事業者に対する行政処分等の基準について」（平成21年9月29日付け国自安第58号、国自旅第126号、国自整第52号。以下「局長通達」という。）及び「一般旅客自動車運送事業者の法令違反に対する行政処分等の公表基準について（平成14年1月17日付け国自安第415号、国自旅第140号、国自整第138号。以下「公表局長通達」という。）」の解釈及び運用について下記のとおり示すので、施行に当たっては十分留意の上取り扱われたい。

なお、「一般乗合旅客自動車運送事業者の法令違反に対する関係通達の解釈及び運用について」（平成14年1月17日付け国自総第417号、国自旅第142号、国自整第140号。以下「平成14年通達」という。）は、廃止する。

記

I 局長通達関係

1. 局長通達 1. 通則関係

(1) 局長通達 1. (1)の勧告又は警告を行うときは、「勧告書」又は「警告書」を
発出するものとする。この場合において、「警告書」は「勧告書」より厳しい文
章表現とする。

(2) 次のいずれかに該当する場合の局長通達 1. (2)における営業所の行政処分

等の履歴の取扱いについては、次によるものとする。

- ① 営業所の合併があった場合、合併前の営業所が受けた行政処分等は、合併後の営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。
- ② 営業所の分割があった場合、分割前の営業所が受けた行政処分等は、当該営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。
- ③ 事業者たる法人の合併又は相続があった場合、合併前の法人又は被相続人の営業所が受けた行政処分等は、合併後の法人又は相続人の相当する営業所が受けた行政処分等として取り扱うものとする。
- ④ 事業者たる法人の分割又は事業の全部若しくは一部の譲渡（局長通達 1. (15)の「事業の全部若しくは一部の譲渡」をいう。）により、運送事業の全部又は一部の譲渡があった場合、分割前の法人又は譲渡人の営業所（以下この号において「従前営業所」という。）が受けた行政処分等は、分割により承継した法人又は譲渡人及び譲受人の、従前営業所に係る運送事業の全部又は一部を承継した営業所それぞれが受けた行政処分等として取り扱うものとする。

- (3) 局長通達 1. (7)の「死傷者数に応じ」とは、処分基準の再違反の欄の該当する処分日車数に、下表の事故死傷度係数表の死傷者数に応じた係数を乗じて算定するものとする。

事故死傷度係数表

死傷者数	1以下	1超2以下	2超4以下	4超6以下	6超8以下	8超10以下	10超
係数	1.0	1.1	1.2	1.4	1.6	1.8	2.0

注 1. 死傷者数欄は、死者1名につき1.0、重傷者1名につき0.5、軽傷者1名につき0.2として計算する。（重傷者は、自動車損害賠償保障法施行令（昭和30年政令第286号）第5条第2号又は第3号に掲げる傷害を受けた者をいう。）

2. 死者とは、事故発生後24時間経過した後に当該事故が原因で死亡が確認された場合も含む。

- (4) 局長通達 1. (8)において、口頭注意、勧告、警告に相当する違反であって、その内容が悪質であると認められる場合は、それぞれ、勧告、警告、10日車の自動車等の使用停止とすることができるものとする。また、10日車の自動車等の使用停止、警告、勧告に相当する違反であって、その内容が軽微であると認められる場合は、それぞれ、警告、勧告、口頭注意とすることができるものとする。
- (5) 局長通達 1. (8)の軽減については、行政処分等の対象営業所において、初違反であり、かつ、処分基準に定める20日車未満の自動車等の使用停止処分を行うべき事項の行政処分に限り適用することができるものとする。ただし、初違反であり、かつ、処分基準において20日車の自動車等の使用停止処分を行うべき事項の行政処分についても相当の理由が認められるものに限り適用することができるものとする。

- (6) 局長通達 1. (8)②の「相当の注意及び監督が尽くされたことの証明」とは、事業者が平素乗務員に対し輸送の安全性についての訓示を与えたり、関係法令の遵守について指導を行っている程度の事実関係では適用しないものとし、整備管理、運行管理等を総合的に見て判断されたい。
- (7) 局長通達 1. (8)②ただし書の「相当な理由がある場合」とは、初違反の指導監督義務違反であって、当該運転者に対して運転適性も踏まえつつ、実践的な方法によって指導監督を行っていたことの証明があり、かつ、指導監督の実施状況が「旅客自動車運送事業運輸規則第 38 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき旅客自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(平成 13 年国土交通省告示第 1676 号)により必要な指導監督の 3 分の 2 以上であると認められる場合をいう。
- (8) 局長通達 1. (8)②ただし書の「特段の理由があるとき」とは、過失による運輸規則の規定の違反であって、当該違反に係る被害がなく、違反状態の発生から 10 日以内に当該違反状態を解消する行為が行われており、違反者自ら申告(道路交通法(昭和 35 年法律第 105 号)の取締りによって違反事実が発覚した場合又は監査の際に申告した場合を除く。)があったものとする。
- (9) 局長通達 1. (8)による加重又は軽減は、局長通達 1. (4)から(8)までに記載されている順序にしたがって行うものとする。
- (10) 局長通達 1. (9)の「旅客自動車運送事業関係行政処分審査委員会」は、自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長、自動車交通部次長、自動車監査指導部次長、自動車技術安全部次長、担当課長、担当課長補佐、担当専門官及び担当係長等で地方運輸局(沖縄総合事務局を含む。以下同じ。)の実情に応じて構成するものとし、設置要領については、地方運輸局において作成されたい。
- (11) 局長通達 1. (15)の「事業の全部若しくは一部の譲渡」とは、道路運送法第 36 条第 1 項の規定による認可を要する運送事業の事業の譲渡のほか、運送事業の事業目的のために組織化され、有機的一体として機能する事業用自動車等の財産(運転者との雇用関係その他経済的価値のある事実を含む。以下同じ。)を譲渡することにより、実質的に運送事業を譲渡した場合を含むものとする。
- (12) (11)の実質的に運送事業を譲渡した場合における局長通達 1. (15)の「継続性及び同一性を有すると認められるもの」は、次の①又は②の基準を参考とし、かつ、資本及び役員の実態を勘案して判断するものとする。
- ① 譲渡人の運送事業について、事業目的のために組織化され、その有機的一体として機能する事業用自動車等の財産の概ね 2 分の 1 以上が譲受人(2 以上の譲受人があるときは、当該 2 以上の譲受人)に譲渡されていると認められる場合
 - ② 譲受人(2 以上の譲受人があるときは、それぞれの譲受人)の運送事業について、事業目的のために組織化され、その有機的一体として機能する事業用自動車等の財産の概ね 2 分の 1 以上が譲渡人から譲渡されていると認められる場合

2. 局長通達2. 法令違反に係る点数制度関係

- (1) 局長通達2.(4)の「行政処分を行った日」とは、処分権者が違反行為を行った事業者に対して、法令に基づいて行政処分を行うべく決裁を行った日をいう。
- (2) 局長通達2.(4)②の「所要の措置」とは、局長通達1.(10)による措置その他行政処分に際して受けた指導内容に係る措置をいう。
- (3) 1.(11)及び(12)の規定は、局長通達2.(7)の「事業の全部若しくは一部の譲渡」について準用する。

3. 局長通達3. 自動車等の使用停止処分関係

- (1) 局長通達3.(2)の規定により算出された処分日車数が5の整数倍以外となった場合には、処分日車数を5の整数倍に切り上げるものとする。
- (2) 局長通達3.(4)の「処分車両数及び処分期間の配分」については、当該運送事業者の実働率等を考慮して、処分権者が、あらかじめ、処分等の実効性を確保するために必要な最低停止車両数、停止対象となる車両等についての基準(以下「当該基準」という。)を定め、これを公表するものとする。

なお、当該基準には、停止対象の車両の決定基準として以下の①から④を規定し、処分権者が停止対象の車両指定及び停止時期指定を速やかに行うものとする。

また、停止対象の車両指定は、①、②、③、④の順に該当する車両を指定するものとする。

- ①違反事業者の違反営業所等の違反車両
 - ②違反事業者の違反営業所等の違反車両と初度登録年月が同一の車両(初度登録年月が同一の車両が複数ある場合は、乗車定員の多い順とする。)
 - ③違反事業者の違反営業所等の違反車両と乗車定員が同一の車両(乗車定員が同一の車両が複数ある場合は、初度登録年月が新しい順とする。)
 - ④違反事業者の違反営業所等の配置車両のうち、初度登録年月が新しい車両(初度登録年月が同一の車両が複数ある場合は、乗車定員の多い順とする。)
- (3) 局長通達1.(15)を適用して局長通達3.の自動車等の使用停止処分を行う場合は、事前に本省自動車交通局安全政策課及び旅客課に連絡するものとする。

4. 局長通達4. 事業の停止処分関係

- (1) 局長通達4.(1)の事業の停止処分を行う場合には、事前に本省自動車交通局安全政策課及び旅客課に連絡するものとする。
- (2) 局長通達4.(1)②により事業の停止処分をする場合は、局長通達3.(2)の規定は適用せず、他の違反事項の処分日車数は加えないものとする。
- (3) 局長通達4.(2)の「当該営業所に所属する事業用自動車数」は、当該事業の停止処分に該当することとなった当該違反を確認した日における事業用自

動車数とする。

- (4) 局長通達4.(4)の「改善計画」の様式例は、別添のとおりとする。
- (5) 局長通達4.(7)の規定により7日間の事業の停止処分をした後で、局長通達4.(5)に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「14日間」とあるのは、「7日間」とする。
- (6) 局長通達4.(10)の規定により3日間の事業の停止処分をした後で、局長通達4.(5)に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「14日間」とあるのは、「11日間」とする。
- (7) 局長通達4.(8)の規定により3日間の事業の停止処分をした後で、局長通達4.(6)に該当することが判明した場合には、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「7日間」とあるのは、「4日間」とする。
- (8) 局長通達4.(10)の規定により3日間の事業の停止処分をした後で、局長通達4.(7)に該当することが判明した場合においては、更に同項の規定により事業の停止処分を行うものとする。この場合において、同項中「7日間」とあるのは、「4日間」とする。

5. 局長通達5. 許可の取消処分関係

- (1) 局長通達5.(1)の許可の取消処分を行う場合には、事前に本省自動車交通局安全政策課及び旅客課に連絡するものとする。
- (2) 許可の取消処分は、主たる事務所の所在地を管轄している地方運輸局において、当該事業者に対し行うものとする。
- (3) 局長通達5.(1)の「改善計画」の様式例は、別添のとおりとする。
- (4) 局長通達5.(1)③により許可の取消処分をする場合は、局長通達3.(2)の規定は適用しないものとする。
- (5) 1.(11)及び(12)の規定は、局長通達5.(2)②の「事業の全部若しくは一部譲渡」について準用する。

II 公表局長通達関係

公表局長通達4.(1)による報道機関等への資料提供のうち、一般紙への資料提供については、地域の実情に応じ、違反点数が20点を超えた事業者について行うことでもよいものとする。

附 則

- 1. この通達は、平成21年10月1日から施行する。
- 2. I 4.(4)、(5)及び(7)の規定は、この通達の施行後に違反行為があったものについて適用し、この通達の施行前の違反行為については、これらの規定に相当す

る従前の平成14年通達の規定により行政処分等を行うものとする。

3. この通達の施行前の違反行為については、廃止前の平成14年通達I 1. (11)及び(12)の規定は、なおその効力を有するものとする。

附 則(平成22年12月15日 国自安第99号、国自旅第154号、国自整第94号)

この通達は、平成23年4月1日から施行する。

平成〇年〇月〇日

〇〇運輸局長 あて

〇〇〇〇〇バス (株)

代表者

改善計画書

今般、当社の事業運営に係る道路運送法及び関係法令違反に基づき予定される行政処分に対して、違反又は事故の再発防止及び安全の確保並びに生活交通の確保に関する具体的方策に関する計画を策定したので報告いたします。

(違法又は事故の再発防止及び輸送安全確保の具体的方策)

1. 具体的な違法行為改善策
2. 違法行為再発防止策
3. 安全総点検の実施
4. 安全マネジメント体制の導入 (見直し)
5. 運行管理体制の見直し
6. 乗務員に対する研修、指導の徹底
7. 安全性向上に向けた革新技術の導入

(生活交通の確保の具体的方策)

8. 生活交通の確保に係る自己の方策
例：輸送力の増強計画
9. 他事業者の協力等による生活交通の確保に係る方策

(行動計画期間その他)

10. 計画期間
11. 計画の実施に当たっての配慮事項

※ 改善計画書のイメージ